

寒川浄水場排水処理施設包括委託事業 契約書

令和 7 年 5 月
神奈川県企業庁

寒川浄水場排水処理施設包括委託事業契約書

- 1 事業名 寒委第39号 寒川浄水場排水処理施設包括委託事業
- 2 事業の場所 神奈川県高座郡寒川町宮山 4058 番 6 他
(寒川浄水場内)
- 3 契約期間 令和7年12月●日から令和13年3月31日まで
ただし、令和7年12月●日から令和8年3月31日まで業務引継期間とする。
- 4 契約金額
 - (1) 固定費金 ●円
 - ア 固定費の内、計画修繕費金 ●円
 - イ 固定費の内、設備更新費金 ●円
 - (2) 変動費
実費相当額:
 - ア 経常修繕費 ●円
 - イ 電気代(燃料費調整額等) ●円脱水ケーキの再生利用量あたりの単価(円/ds-t)に再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量(ds-t)を乗じた額:
 - ウ 脱水ケーキ再生利用業務搬出・運搬費単価 ●円
 - エ 脱水ケーキ再生利用業務費単価 ●円
 - (3) 消費税及び地方消費税
 - (1) 及び(2)の合計額に消費税法(昭和63年法律第108号、その後の改正を含む。)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号、その後の改正を含む。)第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、(1) 及び(2)の合計額に100分の10を乗じて得た額であり、各支払時期における契約金額に適用される税率が変更された場合には、当該変更後の税率を乗じて得られる消費税及び地方消費税を支払うものとする。
- 5 契約保証金 神奈川県公営企業財務規程(昭和42年企業管理規程第11号)第138条第6号の規定に基づき免除する
- 6 支払場所 神奈川県企業庁出納事務取扱店 株式会社横浜銀行県庁支店

上記事業（以下「本事業」という。）について神奈川県企業庁寒川浄水場長（以下「発注者」という。）と●●●●●●●●●●代表取締役（以下「受注者」という。）は、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書(以下に定める条項を含むがこれに限られない。)を2通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年12月●日

発注者

受注者

目 次

第1章 用語の定義.....	7
(定義)	7
第2章 総則.....	7
(目的)	7
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	7
(本事業の概要)	7
(許認可、届出等)	7
(成果の帰属)	8
(現場総括責任者、現場総括副責任者、その他業務責任者)	8
(従業員).....	8
(電気主任技術者)	8
(有資格者の兼務)	9
(調査職員)	9
(対象施設等の機能の確認及び使用)	10
(対象業務の引継ぎ及び対象施設及び対象設備等確認)	10
(貸与品等)	10
(消耗品の調達)	11
第3章 対象施設の維持・運営.....	11
(業務全体計画書)	11
(業務改善提案)	12
(対象業務の実施に伴う近隣対策)	12
(再委託).....	12
(業務開始の遅延)	13
(業務の適正履行)	13
(対象施設の維持管理・運営).....	13
(業務要求水準書の変更)	14
(業務要求水準書の変更に伴う費用負担及び委託費の減額)	14
(契約不適合責任)	14
(総合排泥池への送泥).....	15
(対象施設の修繕及び機器の更新)	15
(返送水の水質)	16
(脱水ケーキの性状及び再生利用)	16
(発注者による説明要求及び立会い)	16
(業務報告書等の提出).....	16
(実施状況の確認)	17

(改善通告)	17
(改善計画書の変更)	18
(健康診断の実施)	18
(委託費の額)	18
(委託費の支払方法)	18
(委託費の改定)	18
(委託費の支払停止)	18
(現場総括責任者等に対する必要な措置)	19
(第三者に及ぼした損害)	19
(不可抗力及び法令変更により生じた損害等)	19
第4章 契約期間及び契約の終了	19
(契約期間)	19
(受注者の債務不履行による契約解除)	20
(発注者の債務不履行による契約解除)	20
(法令変更による契約解除)	20
(不可抗力による契約解除)	21
(暴力団等排除に係る契約解除)	21
(談合その他不正行為による契約解除)	22
(賠償の予約)	22
(契約終了時の施設等の確認)	22
(他の業者への引継ぎ)	23
(終了手続の費用負担)	23
(契約終了時の契約不適合責任)	23
第5章 法令変更	23
(通知の付与)	23
(協議)	24
第6章 不可抗力	24
(通知の付与)	24
(不可抗力への対応)	24
(協議)	24
第7章 その他	24
(公租公課の負担)	24
(秘密の保持と情報の開示)	25
(所有権)	25
(保険)	25
第8章 雑則	25
(契約の変更)	25

(著作権その他の権利の侵害の防止)	25
(特許権等の使用)	25
(特許権等の帰属)	26
(賠償金等)	26
(暴力団等からの不当介入の排除)	26
(使用言語等)	26
(報告事項)	27
(準拠法)	27
(管轄裁判所)	27
(事業契約に定めのない事項及び解釈の疑義)	27
(業者調査への協力)	28
(契約の費用)	28
(協議事項等)	28

別紙一覧

- 別紙 1 用語集
- 別紙 2 委託費の額・支払方法及び改定
- 別紙 3 返送水の条件
- 別紙 4 法令変更による増加費用及び損害の負担
- 別紙 5 賠償金等の算出に用いる契約金相当額の算定

第1章 用語の定義

(定義)

第1条 本契約において使用する用語の定義は、別紙1の用語集に定めるところによる。

第2章 総則

(目的)

第2条 本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、本事業が水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本事業が民間受注者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本事業の概要)

第4条 発注者は、本事業の実施にあたり、受注者に対して対象業務の実施を包括的に委託し、受注者は、これを受託する。

2 受注者は、対象業務を、本契約、設計図書、提案書類及び維持管理・運営仕様書並びに業務全体計画書（以下「本事業で準拠する書類等」という。）に従い、適正かつ確実に実施する。受注者は、本事業で準拠する書類等による業務要求水準を満たし、安定的かつ適切な方法を用いた本事業の運営のため、対象業務の実施に必要な能力・資質・経験を有する人員を配置して、対象業務の実施に必要な装備を整える。

3 発注者は、本事業で準拠する書類等の定めるところにより、受注者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために、必要な措置をとる。

(用地使用)

第5条 受注者は、対象施設及び対象設備を本事業実施のため占有して使用できるほか、本事業を実施する上で必要な範囲において、業務要求水準書において特定される発注者の管理に係る通路部分について通行及び地中部分における管路の設置などの合理的な使用ができる。

(許認可、届出等)

第6条 本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、受注者がその責任及び費用において取得・維持し、また、必要な一切の届出についても受注者がその責任及び費用において提供するものとする。ただし、発注者が取得・維持すべき許認可及び発注

者が提供すべき届出はこの限りでない。

- 2 受注者は、前項の許認可等の申請に際しては、発注者に書面による事前説明及び事後報告を行う。
- 3 発注者は、受注者からの要請がある場合は、受注者による許認可の取得、届出等に必要な資料の提供その他について協力をするものとする。
- 4 受注者は、発注者からの要請がある場合は、発注者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。

(成果の帰属)

第7条 本事業の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、本契約に特段の定めがあるもの並びに別途発注者及び受注者があるものの帰属につき協議して決定したものを除き、その生じた時から発注者に帰属する。

(現場総括責任者、現場総括副責任者、その他業務責任者)

第8条 受注者は本事業の実施にあたり、現場総括責任者を定め、書面により発注者に報告するとともに、現場に配置の上、本事業の指揮監督にあたらせなければならない。

- 2 受注者は本事業の実施にあたり、現場総括副責任者、その他業務の実施に必要な要件に含まれる業務責任者を定め、書面により発注者に報告するとともに、現場に配置の上、本事業に係る担当業務について、現場総括責任者の下で指揮監督にあたらせなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項について変更があるときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(従業員)

第9条 受注者は本事業に従事させる者（下請先の従事者を含まない。）の名簿を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項について変更があるときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(電気主任技術者)

第10条 受注者は、発注者から対象業務の実施を受託するにあたり、みなし設置者として管理する自家用電気工作物について電気事業法第 39 条第 1 項の義務を負うものとする。

- 2 受注者は、電気事業法第 43 条に従い電気主任技術者を選任するとともに、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の確認を受けなければならない。電気主任技術者を変更したときも同様とする。
- 3 当該自家用電気工作物の維持及び運用の保安を確保するにあたり、受注者が選任した

電気主任技術者の意見を、発注者は尊重する。

- 4 受注者が選任した電気主任技術者は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務を誠実に行う。
- 5 当該自家用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、受注者が選任した電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う。
- 6 みなし設置者たる受注者と設置者たる発注者の電気事業法及びその関連法規上の権限、義務及び責任の基本的な区分は、次のとおりとする。

(1) みなし設置者たる受注者の権限、義務及び責任の範囲

- ア 電気事業法第 39 条第 1 項の維持義務（みなし設置者の責任範囲内に限る。）
- イ 同法第 42 条に基づく保安規程の届出
- ウ 同法第 43 条に基づく電気主任技術者の選任
- エ 同法第 106 条に基づく報告の徴収に対する報告その他の対応（設置者たる発注者と協力して行う。）
- オ 同法第 107 条に基づく立入検査等の受入れ（みなし設置者の責任範囲内に限る。）
- カ 電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号、その後の改正を含む。）第 3 条に基づく事故報告（みなし設置者の責任範囲内での事故に限る。）

(2) 設置者たる発注者の権限、義務及び責任の範囲

- ア 電気事業法第 39 条第 1 項の維持義務（みなし設置者の責任範囲外に限る。）
- イ 同法第 42 条に基づく保安規程の策定
- ウ 同法第 48 条に基づく工事計画の届出
- エ 同法第 51 条に基づく使用前安全管理検査
- オ 同法第 106 条に基づく報告の徴収に対する報告その他の対応（みなし設置者たる受注者と協力して行う。）
- カ 同法第 107 条に基づく立入検査等の受入れ（みなし設置者の責任範囲外に限る。）
- キ 電気関係報告規則第 3 条に基づく事故報告（みなし設置者の責任範囲外に限る。）
- ク 同規則第 5 条に基づく発電所出力変更等の報告

(有資格者の兼務)

第11条 現場総括責任者、現場総括副責任者その他の者が複数の要件を満たしている場合、前条に定める電気主任技術者、業務責任者その他の有資格者としての業務を兼ねることができる。

(調査職員)

第12条 発注者は、受注者による対象業務の実施を監督するとともに、受注者との連絡・協議にあたらせるため、調査職員を置かなければならない。

- 2 発注者は前項により調査職員を置いたときは、調査職員の職及び氏名を受注者に通知

しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。

3 調査職員は、次の各号に掲げる権限を有する。

- (1) 本契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する回答
- (2) 本契約の履行に関する受注者又は受注者の現場総括責任者との協議
- (3) 発注者が業務実施において著しく不相当と認める場合において、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことの請求

4 前項の規定による調査職員の回答及び要求は、書面により行う。

5 本契約に定める書面の提出及び受領は、本契約に特段の定めがあるものを除き、調査職員又は調査職員が受注者に対して指示した発注者の職員により行う。

(対象施設等の機能の確認及び使用)

第13条 発注者及び受注者は、発注者が別に指定する日において、対象施設及び対象設備の性状、規格、機能、数量、その他内容について、双方立会いの上、確認するものとする。確認は必要に応じて文書で行うものとする。なお、対象施設及び対象設備の確認に係る費用は、各自これを負担するものとする。

- 2 受注者は、対象業務を行う以外の目的で対象施設及び対象設備を使用せず、善良な管理者の注意義務をもって、対象施設及び対象設備を使用し、又は保存し、若しくは管理を行う。
- 3 第1項による確認の結果、対象施設及び対象設備に重大な契約不適合があるときは、受注者は発注者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- 4 受注者は、前項に係わらず、事業開始日から1年以内に、対象施設及び対象設備に重大な契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(対象業務の引継ぎ及び対象施設及び対象設備等確認)

第14条 前条に定めるほか、発注者は、業務引継期間中、受注者が対象業務を実施するための引継ぎに必要な書類、データ、対象施設及び対象設備の状況を、受注者に適切に開示して対象業務の引継ぎを行い、受注者は、受注者による対象業務の実施に必要となる一切の書類、データ、対象施設及び対象設備の状況を確認するとともに、履行期間中における対象業務の実施のため、対象業務について習熟する。

(貸与品等)

第15条 受注者による対象業務の実施に際し、発注者が無償で受注者に貸与する物品（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、別途協議の上決定する。

- 2 前項の規定により発注者が受注者に貸与する貸与品等につき、発注者は受注者に所有

権を与えるものではない。

- 3 受注者は、貸与品等の引渡を受けたときは、引渡の日から 14 日以内に、発注者に借入書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 5 受注者は、本契約の定めるところにより本契約が終了した場合、全ての貸与品等を速やかに返還しなければならない。また、本契約の定めるところにより対象業務の一部が完了し又は本契約が変更等されたことにより、貸与品等の全部又は一部が不要となった場合には、当該貸与品等を、速やかに返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失又は毀損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復して返還しなければならない。
- 7 経年劣化等の理由その他受注者の責に帰さない事由による貸与品等の故障等については、受注者の申請に基づき、発注者が承認したものに限り、発注者が代品を調達する。

(消耗品の調達)

第16条 受注者は、貸与品等を除き、履行期間中、自己の責任と費用により、対象業務の実施に必要となる消耗品、資機材、薬品、事務備品その他の物品を調達する。

第3章 対象施設の維持・運営

(業務全体計画書)

- 第17条 受注者は、業務を実施するにあたり、業務開始日の 30 日前までに、業務全体の計画として履行期間全体を通した業務全体計画書を策定し、発注者の承認を得なければならない。また、受注者は、各事業年度の業務全体計画書を対象業務ごとに作成しなければならない。受注者は、各事業年度の基本計画書の案を当該事業年度の前年 7 月末までに発注者に提出し、各事業年度の基本計画書の確定版を当該事業年度が開始する 30 日前までに発注者に提出し、その承認を得なければならない（以下、併せて「業務全体計画書」という。）。業務全体計画書の記載事項については、発注者との協議の上、定めるものとする。
- 2 受注者は、業務全体計画書を含む本事業で準拠する書類等に従って業務を実施しなければならない。
 - 3 受注者は、業務全体計画書につき発注者の承認を得た後であっても、本事業で準拠する書類等に規定された業務要求水準を満たすために必要な又は望ましい場合には、業務全体計画書の変更を行うものとする。受注者が業務全体計画書を変更する場合、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
 - 4 受注者は、業務の実施状況又はその結果が業務要求水準書に規定された業務の水準に達しない場合において、単に業務全体計画書に従ったことのみをもってその責任を免

れることはできない。

(業務改善提案)

第18条 受注者は、本事業に関する業務について、設計図書で示す手法より効果的かつ効率的な業務手法を発注者に提案することができる。

- 2 受注者が前項に基づく提案を行う場合には、任意の様式により提案書を作成し提出することとする。
- 3 発注者は、受注者から提案書を受領した後に、提案を受けた業務手法について必要に応じて受注者からヒアリングを実施することができる。
- 4 発注者は、前各項により提案された業務手法について検討した結果、当該業務をより効果的かつ効率的に実施できる可能性があると判断した場合、一定の試用期間を設定し、その効果測定を実施する。
- 5 発注者は、前項に基づく効果測定の結果、当該変更を行うか否かを、受注者に通知しなければならない。
- 6 前項において、当該変更を行う場合、設計図書の変更を行う。

(対象業務の実施に伴う近隣対策)

第19条 受注者は、自己の責任及び費用において、対象業務を実施するに当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、受注者は、発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。なお、受注者の対象業務以外にかかる近隣対策は発注者が行うものとする。

(再委託)

第20条 受注者は、本契約について対象業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は対象業務の一部（主たる部分を除く）について第三者に委任又は請け負わせようとする場合（以下、「再委託」という。）、あらかじめ再委託の相手方（以下、「再委託先」という。）の名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲及び再委託の必要性等について記載した書面を提出し、発注者は次に掲げる事項について審査し、適正と認められる場合に書面により承認するものとする。ただし、発注者が軽微な業務であると予め認めるものについてはこの限りではない。対象業務の一部（主たる部分を除く）について、当該承認を受けた第三者からその他の第三者に委任又は請け負わせようとする場合も同様とする。

(1) 再委託を行う合理的理由

(2) 再委託先が、再委託される業務を履行する能力等

- 3 前項の規定により承認された事項に変更がある場合は、受注者は変更の届け出を提出

し、発注者による審査及び承認を受けるものとする。

- 4 発注者は、必要と認めた場合には、随時、受注者から対象業務の遂行体制について報告を求めることができるものとする。なお、受注者は、産業廃棄物の運搬又は再生利用の委託に際して委託先から送付を受けた廃棄物管理票の写しを履行期間中にわたり保管し、発注者の要求があれば速やかに開示する。
- 5 受注者は、自らが負う契約書等における一切の義務を再委託先にも遵守させるとともに、再委託先の行為について、発注者に対し責任を負うものとする。
- 6 再委託先に関する何らかの紛争等に起因して対象業務に支障が生じた場合において、発注者又は受注者が負担することとなる増加費用については、すべて受注者が負担するものとする。

(業務開始の遅延)

- 第21条 受注者の責めに帰すべき事由により、業務開始日までに対象業務が開始されなかった場合、受注者は、業務開始日から起算して実際に業務が開始された日までの期間（両日を含む。）において、発注者が負担した増加費用及び損害に相当する額を負担するとともに、あわせてかかる増加費用及び損害額の負担とは別に、遅延日数に応じ、当該対象業務に係る契約金額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額を、遅延日数に応じて日割り計算（1 年を 365 日とする。）により、遅延損害金を発注者に支払う。
- 2 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、業務開始日までに受注者が業務を開始できなかった場合、業務が開始されないことに起因して受注者に生じた合理的な増加費用を負担するものとする。
 - 3 業務開始の遅延が不可抗力や法令の変更の事由によるもので、発注者がやむを得ないと認めるときは、それにより受注者又は発注者が負担した増加費用及び損害の負担につき、発注者及び受注者で協議を行うものとする。

(業務の適正履行)

- 第22条 受注者は、本契約の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に対象業務を履行しなければならない。

(対象施設の維持管理・運営)

- 第23条 受注者は、本事業で準拠する書類等に基づき、対象業務を、自らの責任と費用により実施する。
- 2 受注者は、本事業で準拠する書類等に定める条件に従い、業務開始日以降、対象業務を開始する義務を負い、かつ、契約期間中、対象施設及び対象設備の維持管理・運営を行う責任を負う。発注者は、受注者が本事業で準拠する書類等に定める条件に従い、適切な運営体制のもと、対象業務に関し必要とされる水準のサービスを継続的に提供する

ことに對して、第 39 条の規定に従い委託費を受注者に対して支払うものとする。

- 3 発注者は、維持管理・運営仕様書を変更する場合、事前に受注者に対して書面により通知の上、その対応について協議を行い、受注者の合意を得るものとする。ただし、業務要求水準書を超えて維持管理・運営仕様書を変更する場合で維持管理・運営に係る費用が増加するときは、発注者は当該増加費用を負担する。

(業務要求水準書の変更)

第24条 発注者は、自ら必要と認める場合、受注者に対して、業務要求水準書の変更の検討を指示することができる。受注者は、当該指示の受領後 15 日以内に、当該変更が対象業務の実施に与える影響（計画修繕にかかる変更の場合には、別紙 2 に定める方法による計画修繕費の積算額を含む。以下本条において同じ。）を検討し、検討結果を発注者に報告する。

- 2 受注者は、受注者の責めに帰さない事由により、業務要求水準書の変更を要する場合、当該変更が対象業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、前 2 項による検討結果を受理した場合、当該検討結果に基づいて業務要求水準書を変更することができる。発注者は当該検討結果の受理後、当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受注者に通知しなければならない。

(業務要求水準書の変更に伴う費用負担及び委託費の減額)

第25条 発注者は、前条第 3 項の規定に従い業務要求水準書を変更した場合、当該変更により受注者に発生した増加費用及び損害を合理的な範囲で負担し、当該変更により受注者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託費を減額する。なお、計画修繕にかかる変更の場合は、計画修繕費の積算額に基づいて委託費の変更にについて協議を行う。

(契約不適合責任)

第26条 発注者は、対象業務に契約不適合があるときは、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、受注者に対し、履行の追完又は追完に代え若しくは追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて委託費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに委託費の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 2 受注者が第1項の義務を履行しない場合、発注者は、第三者にこれを追完・修補させその費用を請求することができる。ただし、かかる場合においても受注者は第1項に定める義務を免れるものではない。
- 3 受注者は、本契約の終了後においても前3項に基づく契約不適合責任を引き続き負うものとする。

(総合排泥池への送泥)

第27条 発注者は浄水発生土の全量を総合排泥池に送泥するものとする。

- 2 総合排泥池への送泥は、発注者の費用と責任で行うものとする。
- 3 発注者と受注者は、送泥及び浄水発生土の受け入れについて、原則として月1回、本事業が円滑に実施できるよう、調整を図るものとする。

(対象施設の修繕及び機器の更新)

第28条 受注者は、本事業で準拠する書類等に従い、経常修繕及び機器の更新を、自己の責任と費用により実施する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により対象施設及び対象設備の修繕又は機器の更新を行った場合、発注者はこれに要した一切の費用を負担する。なお、機器の更新等により新たに取得された機器等の所有権は発注者に帰属するものとする。

- 2 受注者は、前項の経常修繕及び機器の更新に係る工事の実施に先立ち、当該工事にかかる経常修繕費の額及び工事内容につき、発注者に報告し承認を得なければならない。ただし、緊急を要する場合は、受注者は口頭で調査職員に報告の上当該修繕を実施し、事後に積算額及び工事内容を発注者に報告して承認を求めることができ、かかる場合、事後に発注者の承認が得られることを条件として、別紙2の規定に従って、当該工事にかかる経常修繕費を発注者に請求することができる。
- 3 受注者が、対象施設及び対象設備の経常修繕又は機器の更新を行った場合、受注者は必要に応じて当該修繕又は機器の更新を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面及び当該工事に関する報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(引渡し)

第29条 発注者は、引渡検査依頼書を受理した場合は、引渡検査を実施する。

- 2 発注者は、前項の検査で完成を確認した場合は、当該工事等に係る引渡確認通知書を受

注者に交付する。

- 3 受注者は、引渡確認通知書を受領した場合は、速やかに、当該工事の目的物に係る引渡書類とともに、当該工事等の目的物を発注者に引き渡す。

(引渡しの遅延)

第30条 受注者は、各工事等の目的物の引渡しの遅延が見込まれた場合、速やかに当該遅延の原因及びその対応計画を発注者に通知しなければならない。

(返送水の水質)

第31条 受注者は、返送水については、常に、別紙3に記載の条件を充足させなければならない。

- 2 返送水の寒川浄水場への返送は、受注者の費用と責任で行うものとする。
- 3 別紙3に記載の条件を充足しない返送水が寒川浄水場に返送される場合で、その返送水の水質が浄水工程に支障を生じさせると発注者が判断したとき、発注者は、当該返送水の浄水場への流入を防ぐため汚水返送ポンプを停止することができる。

(脱水ケーキの性状及び再生利用)

第32条 受注者は、対象施設における脱水処理により発生する脱水ケーキについて、すべて再生利用しなければならない。

- 2 脱水ケーキの形状については、受注者により脱水ケーキの適切な再生利用が可能な形状であれば、いかなる形状であると問わない。

(発注者による説明要求及び立会い)

第33条 発注者は、受注者に対し、契約期間中、対象施設及び対象設備の対象業務について、随時その説明を求めることができるものとし、また、対象施設において対象業務の履行状況を自ら立会いの上確認することができるものとする。

- 2 受注者は、前項に規定する対象業務の履行状況その他についての説明及び発注者による確認の実施について発注者に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 3 前2項に規定する説明又は確認の結果、対象施設の対象業務の履行状況が、本契約、業務要求水準書、提案書類、維持管理・運営仕様書又は業務全体計画書の内容を逸脱していることが判明した場合、発注者は受注者に対して期限を定めてその是正を勧告するものとする。この場合、受注者は発注者に対して次条に規定する業務報告書等においてかかる勧告に対する対応状況を報告しなければならない。

(業務報告書等の提出)

第34条 受注者は、対象業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成し、その日ご

とに発注者に提出するものとする。業務日報に記載されるべき具体的な項目及び内容は、本契約締結後に受注者が作成し発注者に対して提出する業務全体計画書を基に、発注者との協議を経て決定されるものとする。ただし、業務日報には脱水ケーキの再生利用状況を記載するとともに、これを証明するに足る書面を添付することとする。

- 2 受注者は、契約期間中は、毎月、対象業務にかかる月次業務報告書を作成し、翌月の5日までに発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、各事業年度終了後1ヶ月以内に、当該事業年度に係る対象業務に関する年次業務報告書を発注者に対して提出する。

(実施状況の確認)

第35条 発注者は、受注者が提供するサービスの質及び内容を確保するため、以下のとおり実施状況の確認と評価を行い、翌月10日までに当該月の業務状況について受注者に通知する。

(1) 日常検査

発注者は、前条に基づき提出された業務日報の内容を確認する。

(2) 定期検査

発注者は、月に1回、前条に基づき提出された業務報告書等の内容を確認する他、必要に応じて対象施設を受注者とともに巡回する。

(3) 随時検査

発注者は必要と認めるときは、随時検査を実施する。

- 2 前条の規定にかかわらず、受注者は、何らかの事由で、本事業で準拠する書類等に記載された対象業務に係るサービスの質又は内容を達成できない状況が生じ、かつ、これを受注者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を記載した書面を直ちに発注者に対して提出するとともに、かかる書面の提出と同時に口頭にて発注者に対してこれを報告しなければならない。

(改善通告)

第36条 前条第1項に規定する検査の結果、本事業で準拠する書類等に定める業務要求水準の未達が判明した場合、発注者は、受注者に対して業務要求水準の未達部分を明らかにし、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。

- 2 受注者は、前項の通告を受けたときには、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を発注者に提出するとともに、第34条の業務報告書等において、その実施状況を報告しなければならない。
- 3 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受注者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

第37条 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該業務要求水準の未達
の是正がなされなかったときは、発注者は受注者に対して、当該改善計画書を変更し、
又は再提出するよう通告するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

(健康診断の実施)

第38条 受注者は、対象施設において対象業務に従事している者（受注者の従業員であるか
否かを問わない。）について、「水道法」（昭和32年法律第177号）の定めるところに従
い、定期及び臨時の健康診断を実施しなければならない。なお、受注者は実施結果を速
やかに発注者に報告するものとする。

(委託費の額)

第39条 発注者は、受注者による対象業務の実施の対価として、別紙2に定める額の委託費
を受注者に支払うものとする。

(委託費の支払方法)

第40条 委託費の支払は、第35条に規定する検査完了後、受注者の適法な請求書を受理し
た日から30日以内に発注者が行うものとする。

2 発注者の責めに帰する事由により、発注者が前項に規定する支払期限までに委託費を
支払わないときは、発注者は受注者に対して第21条の規定を準用して計算した遅延利
息を支払わなければならない。ただし、発注者が前項に規定する支払期限までに支払を
しないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は
同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。な
お、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せ
ず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託費の改定)

第41条 委託費は、毎年度1回、発注者又は受注者の要請に基づく協議の上で、物価変動を
考慮し、改定することができる。改定は、業務ごとに別紙2記載の指標の変動率を勘案
した改定率を当該年度の各業務の委託費に乘じ、翌年度第1四半期支払分以降の各業
務の委託費に反映する。

(委託費の支払停止)

第42条 第37条に基づき、変更し又は再提出した改善計画書（以下「再度の改善計画書」
という。）に定める期日までに当該業務要求水準の未達が是正されないときは、発注者

は受注者に対し、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託費の支払を停止することができる。

- 2 前項の支払停止を行う場合には、発注者は、受注者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 当該業務要求水準の未達が是正されたときは、発注者は、第 1 項に基づき支払を停止していた委託費を、すみやかに受注者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

(現場総括責任者等に対する必要な措置)

第43条 前条に定める委託費の支払停止のほか、再度の改善計画書に定める期日までに、当該業務要求水準の未達が是正されないときには、発注者は受注者に対し、その理由を明示した書面により、現場総括責任者、その他の関係者について必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

- 第44条 受注者が、対象業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の提示する設計図書又は維持管理・運営仕様書又は発注者による指示により生じたものについては発注者が負担する。
- 2 前項の場合を除き、対象業務に関し不可抗力により第三者に生じた損害は、原則、発注者が負うものとする。ただし、必要に応じて発注者及び受注者は、かかる当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(不可抗力及び法令変更により生じた損害等)

- 第45条 不可抗力により、対象業務に生じた合理的な増加費用及び損害は、原則、発注者が負担するものとする。ただし、必要に応じて発注者及び受注者は、かかる増加費用の負担方法等について協議して決定することができるものとする。
- 2 法令の変更により、対象業務に生じた合理的な増加費用及び損害は、原則、発注者が負担するものとする。ただし、必要に応じて発注者及び受注者は、かかる増加費用及び損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

第 4 章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第46条 本契約は、本契約の締結日から効力を生じ、令和 13 年 3 月 31 日をもって終了する。

(受注者の債務不履行による契約解除)

第47条 次に掲げる場合は、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、令和●年●月●日時点で対象業務を実施できる見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 受注者が本事業を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき
- (3) 発注者が受注者に対して、第42条第1項の規定に基づき、委託費の支払停止措置を講じた後、発注者が指定した相当期間経過後の日を経過しても、当該支払停止の理由となった業務要求水準の未達が是正されないとき
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき
- (5) 受注者（受注者から再生利用を委託されたものを含む。）が、脱水ケーキを不法に投棄し又は発注者の承諾を得ず埋立てを行ったとき。ただし、かかる受注者に帰責事由が存在しないことが判明した場合を除く
- (6) 前5号に規定するもののほか、受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき
- (7) 受注者にかかる破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、受注者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（受注者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき
- (8) 受注者が、本契約に基づく重大な義務に違反したとき

(発注者の債務不履行による契約解除)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

- (1) 発注者が本契約に基づいて履行すべき委託費の支払いについて、第40条に定める支払期限を経過してから60日を過ぎても委託費を支払わないとき
 - (2) 発注者が、本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受注者が発注者に対し通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき
 - (3) 発注者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき
- 2 前項の規定により本契約が終了する場合は、発注者は受注者に対して、契約期間の終了日までの委託費のうち未払の委託費について、発注者及び受注者の協議に基づき一定の減額を行った上で支払うものとする。この場合における委託費の支払時期は、第40条の規定を準用する。

(法令変更による契約解除)

第49条 契約期間において、第59条に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後におけ

る法令変更により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、受注者に生じた損害の負担は、別紙 4 に従う。

(不可抗力による契約解除)

第50条 契約期間において、第 62 条に基づく協議にもかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、発注者が本事業の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項に基づき本契約が解除された場合、受注者に生じた損害は、原則、発注者が負うものとする。ただし、必要に応じて発注者及び受注者は、かかる当該損害の負担方法等について協議して決定することができるものとする。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第51条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知に基づき、受注者又は受注者の構成企業のいずれかが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号、その後の改正を含む。以下、「神奈川県暴排条例」という。)第 2 条第 4 号に定める暴力団員等又は同第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき
- (2) 神奈川県暴排条例第 23 条第 1 項に違反したと認められたとき
- (3) 神奈川県暴排条例第 23 条第 2 項に違反したと認められたとき
- (4) 神奈川県暴排条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき
- (5) 受注者又は受注者の構成企業のいずれかの役員等(役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、神奈川県暴排条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき

- 2 前項の規定により、発注者が本契約を解除した場合においては、受注者は、別紙 5 に定める賠償金等の算出に用いる契約金相当額(以下、「賠償金等算出基準額」という。)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない

ない。

(談合その他不正行為による契約解除)

第52条 本事業に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 受注者又は受注者の構成企業のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者の構成企業のいずれかに対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき
 - (2) 受注者又は受注者の構成企業のいずれかを構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき
 - (3) 受注者若しくは受注者の構成企業のいずれか又はこれらの者の役員若しくは使用人に関して刑法(明治40年法律第45号、その後の改正を含む。)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したときは、受注者に損害が生じてその責めを負わないものとする。

(賠償の予約)

第53条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、受注者は、賠償金として、賠償金等算出基準額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に不要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約終了時の施設等の確認)

第54条 本契約が終了するときは、発注者及び受注者の双方が立会いの上、対象施設及び対象設備について、第13条に基づき確認した対象施設及び対象設備の内容と相違がない

ことを確認する。

- 2 前項の確認の結果、第 13 条に基づき確認した対象施設及び対象設備の内容と相違があるときは、発注者は、受注者の責任と費用による補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その相違が通常の使用による損耗（本契約に基づく経常修繕又は計画修繕により治癒されるべきものを除く。）の場合及び発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りでない。
- 3 本契約が終了した場合、その終了事由のいかんにかかわらず、受注者は、速やかに、発注者に対し、発注者が業務を継続するために必要な全ての資料を引き渡さなければならない。

（他の業者への引継ぎ）

第55条 本契約の終了に伴い、受注者は、発注者の指示に従い、発注者又は発注者が対象業務の全部又は一部を委託する当該他の業者に対して必要な引継ぎを行わなければならない。

（終了手続の費用負担）

第56条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する発注者及び受注者に生ずる諸費用等については、本契約に別段の定めがある場合を除き、各自これを負担する。

（契約終了時の契約不適合責任）

第57条 発注者は、第 26 条に定めるほか、本契約終了の日から 1 年経過までの間に、受注者による対象業務の実施に起因して対象施設又は対象設備に契約不適合が発生した場合、発注者は、受注者に対して当該契約不適合の修補を請求することができる。

第 5 章 法令変更

（通知の付与）

第58条 受注者は、本契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、本契約、業務要求水準書、提案書類及び維持管理・運営仕様書で提示された条件に従った対象業務の履行ができなくなった場合、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に対して通知しなければならない。

この場合において、発注者及び受注者は、当該通知以降、本契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。

ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(協議)

第59条 発注者が受注者から前条の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該法令変更に対応するために速やかに本契約等の変更について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から 180 日以内に本契約等の変更について合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続するものとする。

第6章 不可抗力

(通知の付与)

第60条 発注者及び受注者は、不可抗力により本契約に基づく義務の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、各当事者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力への対応)

第61条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力により対象施設への重大な損害が発生した場合、受注者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、予め設定されている対応手順に則り、早急に対応措置をとるものとする。

(協議)

第62条 発注者が受注者から第 60 条の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該不可抗力に対応するために速やかに協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 30 日以内に本契約等の変更について合意が成立しない場合は、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本事業を継続するものとする。

第7章 その他

(公租公課の負担)

第63条 本契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる租税は、すべて受注者の負担とする。発注者は、委託費に付される消費税及び地方消費税を支払うことを除き、対象業務に関連するすべての公租公課について、負担しないものとする。ただし、本契約に別段の定めがある場合を除く。

- 2 契約締結時点で発注者及び受注者に予測不可能であった新たな公租公課の負担が受注者に発生した場合、その負担については、別紙4に従う。

(秘密の保持と情報の開示)

第64条 発注者及び受注者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報を相手方、自己若しくは相手方の代理人若しくは本契約と同等の守秘義務を負わせたコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、発注者又は受注者が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

- 2 第1項の定めは、契約期間満了後又は本契約の終了若しくは解除後も存続する。
- 3 受注者又は受注者が秘密情報の取扱いを委託した第三者が本条の義務に違反したことによって発注者が損害を被った場合、受注者は発注者に対しその損害を賠償するとともに、発注者が必要と考える措置をとらなければならない。

(所有権)

第65条 対象施設及び対象設備の所有権は、発注者に属する。

(保険)

第66条 受注者は、履行期間中、自己の費用により、必要な保険を付保できる。

- 2 受注者は、前項に基づき加入する保険の保険証書の写しを発注者に提出する。

第8章 雑則

(契約の変更)

第67条 本契約は、発注者と受注者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行うことができる。

(著作権その他の権利の侵害の防止)

第68条 受注者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害しないことを、発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権その他の権利の侵害に関して、発注者が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、受注者は、発注者に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

第69条 受注者は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、そ

の使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負う。ただし、発注者が、第三者の産業財産権の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、業務要求水準書等に当該第三者の産業財産権の対象である旨の明示がなく、かつ受注者が当該第三者の産業財産権の対象であることを知らなかったときに限り、発注者がその使用に関する責任を負う。

（特許権等の帰属）

第70条 受注者は、対象業務の実施にあたり、特許権等いわゆる産業財産権の対象となるべき発明、又は考案をした場合には、発注者に通知し、必要な書類等を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該産業財産権の取得のための手続き、権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（賠償金等）

第71条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わない場合、発注者は賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日（当該日を除く。）までの日数に応じ、第 21 条の規定を準用して計算した遅延利息を加えた額を徴収する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第72条 受注者は、本契約の履行にあたって、神奈川県暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、対象業務実施にあたり問題が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項に掲げる暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により対象業務実施にあたり問題が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行わなければならない。

（使用言語等）

第73条 本契約において用いる言語等は次の各号のとおりとする。

- (1) 本契約の履行に関して発注者・受注者間で用いる言語は日本語とする。
- (2) 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (3) 本契約の履行に関して発注者・受注者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- (4) 本契約における期間の定めについては、特に定めがある場合を除き民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）及び商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- (5) 本契約の履行に関して発注者・受注者間で用いる時刻は日本標準時とする。

（報告事項）

- 第74条 受注者（単独受注者または共同事業体の代表事業者及び各構成事業者をいう。以下本条において同じ。）は、その代表取締役、取締役、監査役又は会計監査人が新たに選任された場合には、その選任後速やかにこれを発注者に報告することとする。
- 2 受注者は、毎事業年度末から3ヶ月以内に、会計監査人による監査済みの当該事業年度の計算書類及び監査報告書の写しその他発注者が合理的に要求する書類を発注者に提出するものとする。

（通知の方法）

- 第75条 本契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下「通知等」という。）は、他の方法によることにつき発注者と受注者で合意した場合及び本契約に特段の定めがあるものを除き、書面により行わなければならない。なお、発注者及び受注者は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

（準拠法）

- 第76条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

（管轄裁判所）

- 第77条 本契約に関する紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（事業契約に定めのない事項及び解釈の疑義）

- 第78条 発注者と受注者は、本事業につき、本契約と共に、設計図書（その後の変更を含む。以下同じ。）、維持管理・運営仕様書及び提案書類の定めは、すべて本契約の契約内容を構成することを確認する。
- 2 本契約、設計図書、維持管理・運営仕様書、提案書類の規定に齟齬がある場合、本契約、

設計図書、維持管理・運営仕様書、提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、提案書類と提案書類に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、提案書類に記載された性能又は水準が提案書類に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする。また、同一順位の書類の間に齟齬がある場合、発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を受注者に通知する。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

（業者調査への協力）

第79条 発注者が、本契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、本契約の終了後も、終了日の属する発注者の会計年度から 6 会計年度の間は、同様とする。

（契約の費用）

第80条 本契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議事項等）

第81条 本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県公営企業財務規程に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

用語集

本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 「設計図書」とは、入札説明書、業務要求水準書及びそれに関連する質問回答等（その後の変更を含む。）の一切の書類をいう。
2. 「提案書類」とは、受注者が本事業の入札手続において発注者に提出した提案書類、発注者からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の書類をいう。
3. 「対象業務」とは、業務要求水準書の第 1 章 1-1. (4) において規定された業務をいう。
4. 「維持管理・運営仕様書」とは、発注者から貸与する維持管理・運営に関するマニュアルをいう。
5. 「業務全体計画書」とは、本契約第 17 条に基づき、本業務を実施するにあたり受注者が作成し、発注者が承認した書類をいう。
6. 「本事業で準拠する書類等」とは、設計図書、提案書類及び維持管理・運営仕様書並びに業務全体計画書の一切の書類をいう。
7. 「現場総括責任者」とは、業務要求水準書の第 2 章 2-2. (1) に基づいて設置される者をいう。
8. 「現場総括副責任者」とは、業務要求水準書の第 2 章 2-2. (2) に基づいて設置される者をいう。
9. 「業務責任者」とは、防火責任者等、本業務を実施するにあたり設置される者をいう。
10. 「みなし設置者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（経済産業省 20130107 商局第 2 号）に定義されるみなし設置者をいう。
11. 「設置者」とは、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（経済産業省 20130107 商局第 2 号）に定義される設置者をいう。
12. 「対象施設」とは、業務要求水準書の第 1 章 1-1. (3) において規定された施設をいう。
13. 「対象設備」とは、業務要求水準書の第 1 章 1-1. (3) において規定された設備をいう。
14. 「契約不適合」とは、種類又は品質に関して本事業で準拠する書類等又はその他の発注者と受注者の間の合意の内容に適合しないことをいう。
15. 「業務引継期間」とは、契約の日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。
16. 「履行期間」とは、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間をいう。

17. 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。
18. 「業務要求水準書」とは、本事業の入札手続において、発注者が公表した寒川浄水場排水処理施設包括委託事業業務要求水準書（本契約に従ったその後の変更を含む。）をいう。
19. 「契約期間」とは、契約の日から令和13年3月31日までの期間をいう。
20. 「業務開始日」とは、令和8年4月1日をいう。
21. 「不可抗力」とは、戦争、暴動、天災（風水害、地震、津波、噴火等）、パンデミック他、通常の予見可能な範囲外のもの又は回避不能のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
22. 「計画修繕」とは、業務要求水準書の第2章2-6.（1）に規定される修繕をいう。
23. 「経常修繕」とは、業務要求水準書の第2章2-6.（2）に規定される修繕をいう。
24. 「業務日報」とは、本契約第34条第1項の規定に基づき、受注者が作成し、発注者に提出する書類をいう。
25. 「月次業務報告書」とは、本契約第34条第2項の規定に基づき、受注者が作成し、発注者に提出する書類をいう。
26. 「年次業務報告書」とは、本契約第34条第4項の規定に基づき、受注者が作成し、発注者に提出する書類をいう。
27. 「業務報告書等」とは、業務日報、月次業務報告書及び年次業務報告書を総称していう。

委託費の額・支払方法及び改定

1. 履行期間中の委託費の構成

履行期間中の委託費は、以下の各費目で構成される。

	構成	区分	構成内容（費用項目）	物価変動 の反映	支払 方法
1	運転管理・ 保全管理業務	固定	① 人件費 ② その他業務費	あり あり	方法① 方法①
2	計測業務	固定	① 人件費 ② その他業務費	あり あり	方法① 方法①
3	修繕業務 （計画修繕・ 経常修繕）	固定	① 計画修繕費 ② 保全管理費（メーカー点検等） ③ その他業務費	あり あり あり	方法② 方法③ 方法①
		変動 ※1	④ 経常修繕費＜精算払＞	なし	方法④
4	ユーティリテ ィー（ガス・ 軽油、電気、 上下水道等） 調達業務	固定	① ガス・軽油代 ② 電気代（基本料金等）※3 ③ 水道代 ④ その他業務費	あり あり あり あり	方法① 方法① 方法① 方法①
		変動 ※1	⑤ 電気代（燃料費調整額等）※3 ＜精算払＞	なし	方法⑤
5	脱水ケーキ再 生利用業務	固定	① 脱水ケーキ管理費 ② その他業務費	あり なし	方法① 方法①
		変動 ※2	③ 脱水ケーキ再生利用業務搬出・運搬費 ④ 脱水ケーキ再生利用業務費	あり あり	方法⑥ 方法⑥
6	清掃業務	固定	① 人件費 ② その他業務費	あり あり	方法① 方法①
7	植栽管理業務	固定	① 植栽管理費 ② その他業務費	あり あり	方法① 方法①
8	保安業務	固定	① 人件費 ② その他業務費	あり あり	方法① 方法①
9	コンクリート 構造物詳細健 全度診断業務	固定	① 人件費 ② その他業務費	あり あり	方法① 方法①

	構成	区分	構成内容（費用項目）	物価変動 の反映	支払 方法
10	施設更新計画 等に関する提 案業務	固定	① 人件費 ② その他業務費	あり あり	方法① 方法①
11	設備更新業務	固定	① 設備更新費 ② その他業務費	なし あり	方法② 方法①

※1 実費相当額を支払う。

※2 再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量に応じて支払う。

※3 電気代に対する委託費は、電気代（基本料金等）（基本料金及び電力量のうち燃料費調整額を除いた電気代に対する委託費をいう。）と、電気代（燃料費調整額等）（燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に対する委託費をいう。）を区別して精算することとする。ただし、受注者の電力会社との契約内容に基づく支払方法の変更協議に応じる。

2. 委託費の支払方法

- (1) 方法①（人件費、ガス・軽油代、電気代（基本料金等）、水道代、脱水ケーキ管理費、植栽管理費、その他業務費）

当該費目に対する委託費は、提案書類に基づき、提案された各事業年度の契約金額を4分割した金額を四半期ごとの費用として履行期間にわたり支払う。

当該四半期の支払は、当該四半期に係る月間業務完了報告書による発注者の検査完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に行う。

- (2) 方法②（計画修繕費、設備更新費）

当該費目に対する委託費は、提案書類にて提案された金額を基に、同四半期に完了した工事にかかる工事費を一括で支払う。

支払は、同四半期において、個別工事ごとの受注者の完成検査の結果等の完了報告及び発注者の引渡検査が完了している工事について、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に行う。

- (3) 方法③（保全管理費）

当該費目に対する委託費は、提案された修繕計画の実施時期及び費用に従い、四半期ごとに業務実施の確認が出来たものに対し、四半期ごとに一括して支払う。

当該四半期の支払は、当該四半期に係る月間業務完了報告書による発注者の検査完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に行う。

- (4) 方法④（経常修繕費）

当該費目に対する委託費は、受注者が実施した修繕のうち、発注者が経常修繕と認めたものにつき、当該修繕の内容に従った実費相当額（ただし、当該実費の額が、同等の修

繕に要する費用に比して不合理に高額な場合には、合理的な範囲に限定される。)を、四半期ごとに支払う。

当該四半期の支払は、当該四半期に係る月間業務完了報告書による発注者の検査完了後、当該四半期に実施した全ての経常修繕にかかる経常修繕費の合計額を、受注者の適法な請求書を受領した日から 30 日以内に行う。

なお、年度ごとの上限額は 300 万円(消費税及び地方消費税を含まない)とする。ただし、上限額で不足した場合、又は不足の見込がある場合、受注者は発注者に対し、上限額の増額を請求できる。発注者は、受注者から請求を受けた時は、受注者と協議の上、令達されている予算の範囲内で必要な金額を増額することができる。

(5) 方法⑤(電気代(燃料費調整額等))

当該費目に対する委託費は、実費相当額(当該年度中に電力会社から請求があった額を合計した額。ただし、令和 12 年度の契約期間中に係るもので、かつ当該年度中に電力会社からの請求がない燃料費調整額等の取扱いについては、発注者と受注者が別途協議して定める。)を年 1 回、第 4 四半期において、受注者の適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。

(6) 方法⑥(脱水ケーキ再生利用業務搬出・運搬費、脱水ケーキ再生利用業務費)

当該費目に対する委託費は、再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量に応じて支払うものとする。(保管されている脱水ケーキに対しては費用を支払わない。)

当該四半期の支払は、当該四半期に係る月間業務完了報告書による発注者の検査完了後、受注者の適法な請求書を受領した日から 30 日以内に行う。

再生利用された脱水ケーキの再生利用量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。また、当該費用の単価は、提案された価格で固定するものとする。

なお、脱水ケーキの再生利用量は、浄水発生土(固形物)発生量(含水率 0%換算)で計測するものとし、当該費目に対する委託費の計算は次のとおりとする。

当該業務費の提案単価 (円/ds-t) × 再生利用量 (ds-t)

3. 委託費の改定(物価の変動)

(1) 委託費の改定の基本的な考え方

物価リスクは主として発注者が負うものとし、これを踏まえ、発注者又は受注者は毎年、委託費の改定を請求することができる。(ただし、経常修繕費、電気代(燃料費調整額等)、脱水ケーキの再生利用業務費を除く。)

(2) 具体的な改定方法

① 対象とする委託費の費用項目

人件費、計画修繕費、保全管理費、ガス・軽油代、電気代(基本料金等)、水道代、脱水ケーキ管理費、植栽管理費、その他業務費、脱水ケーキ再生利用業務搬出・運搬費につき、費目ごとに適正な指標に基づき、改定の対象とす

る。

なお、経常修繕費、電気代（燃料費調整額等）、脱水ケーキの再生利用業務費及び、設備更新費は改定の対象外とする。

ただし、設備更新費については、急激な物価変動等が生じ、当該設備更新費が著しく不適當となったときは、発注者及び受注者は、金額の変更について協議できるものとする。

② 改定方法

改定に当たっては、提案時点の単年度の委託費及び構成内容を基準に、毎年度、④に示す各費用項目の指標の対前年度の変動率を勘案して設定した改定率（以下「改定率」という。）を乗じ、各年度4月1日以降の委託費に反映させることができる。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

改定に当たって起点となる物価指標は、令和7年5月13日時点のものとする。

③ 改定の周期

物価改定は、ガス・軽油代、電気代（基本料金等）及び水道代は公共料金の改定の時期に合わせて行い、その他の費用項目は1年に1回とする。

④ 改定率

各費用項目に対応した指数等は、下表のとおりとする。ただし、市場の変動等により、下表に定める指数等が実態に整合しない場合には、発注者と民間受注者の協議により変更できるものとし、協議が整わなかった場合には、発注者が定めるものとする。

区分	費用項目	使用する指標	計算方法
固定費	人件費	「毎月勤労統計調査」実質賃金指数／産業計 現金給与総額(厚生労働省)	改定率①
	計画修繕費	「国内企業物価指数」はん用機器（日銀調 査統計局）	改定率②
	保全管理費	「国内企業物価指数」はん用機器（日銀調 査統計局）	改定率②
	ガス・軽油代、 電気代（基本料 金等）及び水道 代	公共料金の改定に連動	提案使用料に 基づき改定後 の料金体系を 適用
	植栽管理費	「企業向けサービス価格指数」建物サービス平 均(日銀調査統計局)	改定率③
	脱水ケーキ管理 費	「企業向けサービス価格指数」総平均（日銀調 査統計局）	改定率③
	その他業務費	「消費者物価指数」総合（総務省統計局）	改定率④
変動費	脱水ケーキ再生 利用業務搬出・ 運搬費	「企業向けサービス価格指数」陸上貨物輸送 道路貨物輸送平均（日銀調査統計局）	改定率③

⑤ 改定率及び計算方法

改定率①の場合 $AP_t = AP_{t-1} \times (RWI_{t-1} / RWI_{t-2})$ 改定率②の場合 $BP_t = BP_{pt} \times (CGPI_{t-1} / CGPI_{pt})$ 改定率③の場合 $CP_t = CP_{t-1} \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{t-2})$ 改定率④の場合 $DP_t = DP_{t-1} \times (CPI_{t-1} / CPI_{t-2})$
AP_t BP_t CP_t DP_t : t年度のA業務、B業務、C業務、D業務の委託費 RWI : 実質賃金指数 CGPI : 国内企業物価指数 CSPI : 企業向けサービス価格指数 CPI : 消費者物価指数 BP_{pt} : 契約に明記された金額 (R7年度価格)

4. 委託費の改定（消費税の変動）

消費税率が変更された場合には、消費税率が変更された日に、当該日以降に係る委託料に
関して支払われる消費税に相当する額は変更されるものとする。

返送水の条件

返送する上澄水の濁度は 10 度以下とすること。特に、返送水中に懸濁物質、塩素消費物質（有機物質、還元性無機物質、アンモニア性窒素）、浄水発生土の腐敗等に起因する臭気物質が高濃度に含まれると、浄水場において薬品注入が追従できず処理に重大な支障を与えるため、適切な施設の運転により上澄水質を管理すること。

また、返送水には、処理工程から発生する分離水等の排水以外の物質が混入しないようにすること。

法令変更による増加費用及び損害の負担

本契約に規定する法令変更に基づいて受注者に増加費用及び損害が発生する場合の発注者の費用負担の割合は以下のとおりとする。

- (1) 対象業務の実施に直接影響を与える法令変更の場合 100%
- (2) 上記以外の法令変更の場合 0%

本別紙において「本事業に直接影響を与える法令変更」とは、特に対象業務及び対象業務類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で受注者の費用に影響があるものを意味し、原則として、業務要求水準書第1章 1-2. (5) 関連法令、各種仕様書等にて、主な遵守すべき関係法令として掲げる法令の変更をいう。なお、受注者が本事業を実施するために委託先・調達先その他の第三者に支払う消費税・地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、発注者が受注者に支払う契約金額に適用される消費税・地方消費税にかかる税率の変更を含む。

以下の場合には本事業に直接影響を与える法令変更に含まれないものとする。

- ・法人税その他の税制変更及び営利法人に一般的に適用される法令変更

賠償金等の算出に用いる契約金相当額の算定

本契約で、賠償金、損害金、又は違約金の算出にあたり基準となる金額は、次の 1 から 5 までの合計額とする。

1. 固定費
本契約で定める金額
2. 変動費（経常修繕費）
300 万円／年
3. 変動費（電気代（燃料費調整額等））
提案における電気使用量に、提案時点の燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じた金額
4. 変動費（脱水ケーキの再生利用業務費）
本契約で定める単価に契約期間中の再生利用量（業務要求水準書記載の年間平均浄水発生土（固形物）発生量（含水率 0% 換算）で計算するものとする）を乗じた金額
5. 消費税及び地方消費税
上記 1 から 3 までの合計額に、当該賠償金等が発生した時期に適用される税率により算出された金額